

平成29年度答申第20号  
平成29年10月31日

諮問番号 平成29年度諮問第26号（平成29年10月6日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 故M（大正12年a月b日生まれ、死亡時の本籍はA地）は、昭和18年に陸軍に徴集され、昭和20年6月20日にB地C方面において戦死した者であり、審査請求人（昭和13年c月d日生まれ）は、故Mの姉である故Nの子であって、故Mの甥に当たる者である。

（戦没者調査票（氏名欄：M））

（死亡告知書（D地方世話部長O作成、昭和22年3月25日付け））

（部隊編入中ノ軍人又ハ軍属ノ氏名（生年月日）等の欄がある書類）

（昭和二十一年八月一日零時現在陸軍軍人軍属未帰還届出書）

（履歴調査通報）

（死没者原簿）

（戸籍一部事項証明書（筆頭者：審査請求人））

（除籍謄本（筆頭者：P））

(2) 故Mに係る戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）に基づく弔慰金（以下「弔慰金」という。）は、故Mの兄の故Qが可決裁定を受けた。

また、故Mに係る戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）に基づく特別弔慰金は、第4回及び第6回については故Qが、第8回については故Nが、それぞれ可決裁定を受けた。

なお、故Qは平成14年3月12日に、故Nは平成26年10月27日に死亡した。

（諮問説明書）

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（N作成、平成18年2月2日付け））

（戸籍抄本（筆頭者：Q））

（簡易台帳（平成28年7月5日付け））

（除籍全部事項証明書（筆頭者：N））

(3) 審査請求人は、平成27年7月30日、E知事（以下「処分庁」という。）に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Mに係る特別弔慰金（第10回）の請求をした（以下「本件請求」という。）。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（審査請求人作成、平成27年7月30日付け））

(4) 処分庁は、平成29年2月7日、審査請求人に対し、「戦没者の死亡当時に請求者が同一戸籍になく、提出書類の反証資料では生計関係を有していたものと認められないため、第十回特別弔慰金に関わる請求を却下します。」との理由を記載した本件請求を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）の却下通知書（同月2日付け）をF市に送付し、F市は、同月8日にこれを受領し、普通郵便で審査請求人に送付した。なお、審査請求人が却下通知書を受領した正確な日付は明らかではない。

（却下通知書）

（聴き取り書）

(5) 審査請求人は、平成29年3月27日、審査庁に対し、審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、平成29年10月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

## 2 本件審査請求の要旨

審査請求人は、G地において、故R、故S、故T、故N、U及びVと一緒に暮らしていたが、これらのもとへ、昭和17年、故M及びその母WがH地から疎開して来た。その後は、上記の9人が同居し、故R、故S、故T、故N、故M及び故Wの6人の農家の収入によって生活を維持していた。

このことは、審査請求人の姉Uの作成した証明書によって証明されている。よって、本件却下処分取消しを求める。

(戦没者等との生計関係申立書(審査請求人作成、平成27年7月30日付け))

(「Mと同居していた家族」で始まる文書(Uの署名、押印あり))

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

故Mの死亡当時、審査請求人は故Mの甥であり、3親等内親族である。3親等内親族の場合、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定のとおり、死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計関係を有していることが特別弔慰金の支給要件となる。

戸籍書類によると、故Mの死亡当時の本籍地は、I地であり、審査請求人の本籍地は明らかではないが、審査請求人の母は、本籍J地の故Tと昭和13年8月31日に婚姻したことにより同年9月3日付けで除籍されたことから、同一戸籍にはなかった。このことから、社会通念上、審査請求人と生計関係を有していた者は、審査請求人の父母及び父方の祖父母であったと考えるのが自然である。それを覆して、審査請求人が故Mとの間に生計関係があったとするためには、審査請求人の姉が作成した証明書や写真等だけでは不十分であり、故MがG地において生活していたことを明らかにするような特段の事実関係を裏付ける資料が必要となる。

処分庁保管資料の臨時軍人軍属届(昭和20年3月1日午前0時現在)によると、故Mは、昭和18年に徴集され、昭和19年1月15日に部隊編入しており、届出をしたのはK地故P(故Mの兄、戸主)となっている。厚生労働省保管資料である留守名簿(昭和20年1月1日調製)の留守担当者はK地故W(故Mの母)となっている。昭和二十一年八月一日零時現在陸軍軍人軍属未帰還届出書の留守担当者もK地故Pとなっている。昭和22年3月25日付けの死亡告知書の留守担当者は、故Mの母故W(K地)となっている。処分庁及び厚生労働省が保管する資料からは、故Mは部隊入隊前、戸主である故P及び母故WとともにK地において生活していたものと考えられる。

また、過去に、弔慰金、第4回特別弔慰金及び第6回特別弔慰金については故Mの兄故Qが受給し、第8回特別弔慰金については故Mの姉故N(審査請求

人の母)が受給している。故Nは、平成18年2月2日付けで故Mと生計関係がなかったことを申し立てていることから、故Mの死亡当時、故NとともにY家において生活していた審査請求人も故Mと生計関係がなかったことが考えられる。

なお、審査請求人は、昭和17年からG地において、故W及び故Mと生計関係を有するに至ったと戦没者等との生計関係申立書に記載している。また、Uの証明書には、同居開始の時期を明記していないが、故W及び故Mが「H地空襲予告のためH地より疎開してきました」となっている。このH地空襲予告はいずれのH地空襲を指し、いつ発令されたものか特定できないが、実際にH地が初めて空襲を受けたのは、昭和19年e月f日だったことが確認できるため、昭和17年から疎開したとする根拠が不明である。

戸籍の記載及び陸軍に関する資料から、故MはK地において故W及び故Pと生計を共にし、審査請求人はG地においてY家と生計を共にしており、審査請求人と故Mは別々の生計であったと考えるのが自然である。裏付けに欠けるが、仮に審査請求人の申立てのとおり、故Mの母である故Wが審査請求人の母である故Nの嫁ぎ先であるG地のY家に一時的に疎開したことがあったとしても、それをもって審査請求人が故Mと故M死亡の日まで引き続き1年以上の生計関係があったとはいえない。

したがって、審査請求人による特別弔慰金の請求に対して、これを却下した原処分は適正であり、本件審査請求には理由がないから棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるZ<sub>1</sub>（以下「審理員Z<sub>1</sub>」という。）、同室総括審理専門官であるZ<sub>2</sub>及び同室企画調整専門官であるZ<sub>3</sub>（以下「審理員Z<sub>3</sub>」という。）を指名し、うち審理員Z<sub>1</sub>を審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年7月14日付けで、審理員に対し、弁明書及び関

係資料を提出した。また、審査請求人は、同年8月7日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 審理員Z<sub>3</sub>は、平成29年9月4日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月19日である旨を通知した。

エ 審理員Z<sub>1</sub>は、平成29年9月15日付けで、審査庁に対し、「審理員Z<sub>1</sub>」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Z<sub>3</sub>は、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（F市長）：平成27年7月30日

（処分庁）：同年9月10日

本件却下処分：平成29年2月（日付は明らかではない。）

本件審査請求：同年3月27日（審査庁受付日）

審理員意見書提出：同年9月15日（審査庁受付日から24週間）

諮問書提出：同年10月6日（審査庁受付日から27週間）

- (2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 Z<sub>1</sub>」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員Z<sub>2</sub>及び審理員Z<sub>3</sub>との合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

このほか、上記のとおり本件却下処分が請求から却下処分がされるまで約80週もの長期間を要した必要性については疑問が残るものの、その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 特別弔慰金支給法は、3条において、戦没者等の遺族には特別弔慰金を支給すると規定し、また、2条1項において、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに弔慰金を受ける権利を取得した者をいう旨を規定しているところ、故Mに係る弔慰金の可決裁定を受けた者は故Qであることは、上記第1の1(2)に記載のとおりである。

また、故Mに係る特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金は、第4回及び第

6回については故Qが、第8回については故Nが、それぞれ可決裁定を受けたこと、故Q及び故Nは、いずれも平成27年4月1日より前に死亡したことも、上記第1の1(2)のとおりである。

- (2) ところで、特別弔慰金支給法2条の2第3項は、「弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第3項各号のいずれかに該当し、かつ、平成27年4月1日に当該死亡した者の子がなかつた場合において、同日において前2項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第35条第1項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の3親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第2条第1項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第3項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第1項第1号又は第2号に該当しなかつたもののうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。」と定めている。

また、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「特別弔慰金支給法施行規則」という。）は、請求者が特別弔慰金支給法2条の2第3項に該当する者として請求する場合においては、特別弔慰金支給法施行規則1条1項所定の特別弔慰金請求書に、「請求者が死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類」を添えなければならないこととしている（特別弔慰金支給法施行規則1条3項4号）。

- (3) 審査請求人は、同人が特別弔慰金支給法2条の2第3項所定の3親等内の親族であり、生計関係についても同項所定の要件を満たしていると主張して、本件請求を行つたところ、提出された資料では生計関係を有していたものと認められないとして請求を却下されたため、これを不服として、本件審査請求を申し立てているものである。
- (4) 審査請求人は、本件請求において、故Mとの生計関係については、自ら作成した平成27年7月30日付け「戦没者等との生計関係申立書」において、審査請求人は、「昭和17年から、G地において、故R、故S、故T、故N、U、V、故W、故Mの9人が同居し、故R、故S、故T、故N、故W及び故

Mの6人の農家の収入によって生活を維持していました」と主張し、これを裏付ける資料として「旧名 G地」で始まるU作成の書面（作成名義は「U」。以下「U作成書面1」という。）及び故Mの墓石の写真2葉を提出し、さらに、審査請求手続において、新たにU作成の「Mと同居していた家族」と題する書面（以下「U作成書面2」という。）を提出した。

ちなみに、上記の故Tは故Nの夫、故Rは故Tの父、故Sは故Tの母であり、U（昭和9年生まれ）、審査請求人及びVの3人は故T・故N夫婦の子、故Wは故N及び故Mの母である。

（戦没者等との生計関係申立書（審査請求人作成、平成27年7月30日付け））

（旧名 G地で始まる文書（Uの署名、押印あり））

（墓石の写真）

（「Mと同居していた家族」で始まる文書（Uの署名、押印あり））

(5)ア U作成書面1には、冒頭に「職業 農業 左官自営業」と記載した上で、審査請求人主張の上記9人の氏名とそれぞれの身分関係が列挙され、その後「右の方との同居していた事を証明致します。」「（旧姓Y）U L地」との各記載と同人の押印がある。

また、U作成書面2には、U作成書面1と同じ9人の氏名が列挙された上で、故Wと故Mの欄の下に「H地空襲予告のためH地より疎開して来ました。」との記載があり、その後、「右の方と二年以上同居していた事を証明致します」「（旧姓Y）U L地」との各記載と同人の押印がある。

イ しかし、上記のいずれの書面にも、故Wと故Mが、G地のY家で故Nらと同居をするようになった時期や故Wと故MがY家でどのように農業や左官業に従事したかなど、当時の状況についての具体的な記載は全くない。また、その他の本件に現れた資料を精査しても、これらの点について、審査請求人の上記主張を具体的に裏付けるに足りるだけの資料は見当たらない。

かえって、過去の特別弔慰金請求に際して請求者から提出された「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」によると、第8回の請求において、請求者の故Nは、自分自身と故Mの生計関係については「無」として届け出ており、一方、第4回、第6回（以上は、故Qの申立て）及び第8回（故Nの申立て）のいずれにおいても、故Wと共に故Qが生計を同一にしていた者として申し立てられている。

また、①弁明書中「臨時軍人軍属届」と称されている書類においては、

届出者が「本籍地A地、現住地K地、氏名P」と、②昭和二十一年八月一日零時現在陸軍軍人軍属未帰還届出書において、留守担当者の住所、氏名として、「K地、P」と、③死亡告知書において、名宛人として、「K地 留守担当者 W」と、それぞれ記載されており、故Mが徴集前にG地に在住していたことをうかがわせる記載はない。

(E弔H第g号(第8回)の記載がある戦没者等の遺族の現況等についての申立書(N作成、平成18年2月2日付け)

(E弔D第h号(第4回)の記載がある戦没者の遺族の現況等についての申立書(Q作成、昭和60年9月17日付け)

(E弔F第i号(第6回)の記載がある戦没者の遺族の現況等についての申立書(Q作成、日付空欄)

(部隊編入中ノ軍人又ハ軍属ノ氏名(生年月日)等の欄がある書類)

(昭和二十一年八月一日零時現在陸軍軍人軍属未帰還届出書)

(死亡告知書(D地方世話部長O作成、昭和22年3月25日付け)

ウ 以上のとおり、本件において、故Mが徴集前にG地において審査請求人らと同居していたとする資料は、審査請求人の姉であるU作成の2通の書面しかなく、これらの書面も、故MがG地のY家で故Nらと同居をするようになった時期や故Wと故MがY家でどのように農業や左官業に従事したかなどの具体的な状況を示すものではなく、その記載内容は、故Nが行った過去の特別弔慰金請求における生計関係の有無についての申立ての内容と明らかに矛盾すること、作成者のUは、故Mが陸軍に徴集された昭和18年当時は、8歳ないし9歳であったことを併せて考えれば、上記2通の書面によって、故Mと審査請求人が昭和17年から昭和18年に故Mが徴集されるまで生計を同一にしていたと認めることは困難といわざるを得ない。

- (6) したがって、本件について現在存在する資料からは、審査請求人が、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する「死亡した者の死亡の日まで引き続き1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者(死亡した者の遺族援護法第2条第1項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第3項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。)」に該当するとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は妥当である。



3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ